

学級経営・生徒指導 ～豊かな人間性の育成～

人権教育の視点

- 人権重要課題への理解を深めるとともに、児童生徒一人一人のよさや努力が認められる雰囲気をつくりましょう。

※「群馬県人権教育充実指針（H28.3月 県教育委員会作成）」を参照。

児童生徒理解と信頼関係づくり

- 個に応じた生徒指導の充実を図るため、児童生徒の多面的・総合的な理解に努め、児童生徒理解を深化させましょう。
- 児童生徒理解をもとに、生徒指導の基盤となる教職員と児童生徒との望ましい信頼関係をつくりましょう。

特別支援教育の視点

- 全ての教職員が障害について正しく理解し、それに基づく個に応じた配慮等についての認識を深め、組織的に対応しましょう。

※「小中学校学習指導要領解説 総則編（H29.7月）」を参照。

校種間・教職員間の連携

- 学年間はもとより、幼保小、小中、中高など学校等間の接続を大切にし、これまでの生活の様子や家庭環境等の情報を引き継ぎ、それらを踏まえた指導・支援に努めましょう。
- その日にあった個人や集団のよい取組や努力などを教職員間で情報交換し、積極的に称賛したり、見守ったりしましょう。

いじめの防止・早期発見

- 各校が策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の充実を図りましょう。

※学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）
・いじめが起きた場合の対処の手順等をあらかじめ方針に示し、教職員間の対応の温度差がないようにします。

- 児童生徒の変容に早期に気付くために、日々の観察に加え、毎月行うアンケート等の記録などを活用しましょう。
- 児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめを正確に認知しましょう。

※「リーフレット『いじめの対応は、正確な認知から』」を参照。

いじめの対応

- いじめの対応は、学校いじめ対策組織を中核として取り組みましょう。
- いじめが疑われる言動等を把握したときは、法に基づく適切な対応をしましょう。

※いじめ防止等のための組織の設置（法第22条）
・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、直ちに全てこの組織に報告相談します。

※重大事態の発生と調査（法第28条）
(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日が目安）。

保護者との支援方法の共有

- 困難さを抱える児童生徒の保護者の気持ちに寄り添いながら、具体的な支援方法を検討し、実践しましょう。

全ての児童生徒に対して

生徒指導の三つの機能を生かした日常的な指導・支援

- 全ての児童生徒の成長を促すため、日々の授業や行事など、学校生活全体において、次の三点に留意し、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指しましょう。

自己存在感

- 児童生徒一人一人のよさや興味・関心を生かした指導の工夫

共感的な人間関係

- 児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさを学び合う場の工夫

自己決定

- 課題の設定や学び方について自ら選択する場の工夫

集団指導と個別指導の充実

- 学級経営においては、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用を生かした指導・支援に取り組みましょう。

集団を育てる

- 自分の考えを自由に伝え合い、認め合える学級風土をつくりましょう。
- 学級内の人間関係づくりとルールの定着にバランスよく取り組みましょう。

相互作用

個を育てる

- 役割や活躍の機会を与え、個性を伸ばしたり、成長への意欲を高めたりしましょう。
- 活動の様子を把握し、称賛や励ましの声が行い、自己肯定感等を培いましょう。

気になる児童生徒に対して

特定の児童生徒に対して

学校内におけるチーム支援

- いじめや不登校等の問題については、本人や保護者の意見を踏まえ、関係職員やSC・SSW等を交えてアセスメント（見立て）を行いましょう。
- 本人の心理的な状態や取り巻く環境を見極めながら、多面的・多角的な支援に取り組みましょう。
- 支援シート等を活用して教職員同士で情報を共有しましょう。

学校外の専門家との連携

- 学校だけでなく、児童相談所、警察、医療機関、市町村の保健福祉部局、教育支援センター（適応指導教室）、地域の民生委員等と連携して、よりよい解決策を練り上げましょう。また、そのためのつなぎ役として、SC・SSW等を活用しましょう。

魅力ある学校・学級づくり

- 学校・学級が楽しく、心地よく生活できるような居場所づくりを工夫しましょう。
- 将来の社会的自立に向けた生活習慣を身に付けさせるために、家庭・地域と連携した取組を工夫しましょう。

※「不登校児童生徒の自立へ向けて（H30.3月 県教育委員会作成）」を参照。

SOSの出し方教育の推進

- 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのSOSの出し方に関する教育を、意図的・計画的に年1回以上実施しましょう。
- 指導内容や場面を工夫するなど、児童生徒の実態に合った教育を推進しましょう。

※「群馬県版中学校『SOSの出し方に関する教育』プログラム（H31.3月 県こころの健康センター作成）」の活用。

SOSの受け止め体制の整備

- 表情やしぐさなどに違和感があるときには、積極的に声をかけるなど具体的な行動を起こしましょう。
- 児童生徒が発するSOSを受け止め、命や暮らしの危機、児童虐待等に迅速かつ適切に対応しましょう。

※「児童虐待から子どもたちを守るために（H31.2月県教育委員会作成）」を参照。

不登校傾向児童生徒への対応

- 児童生徒の気になる様子を見逃すことなく教職員で情報共有し、組織として対応することで登校しやすい環境をつくりましょう。
- 欠席1～2日であっても、必要と考えられる働きかけや関わりをもちましょう。